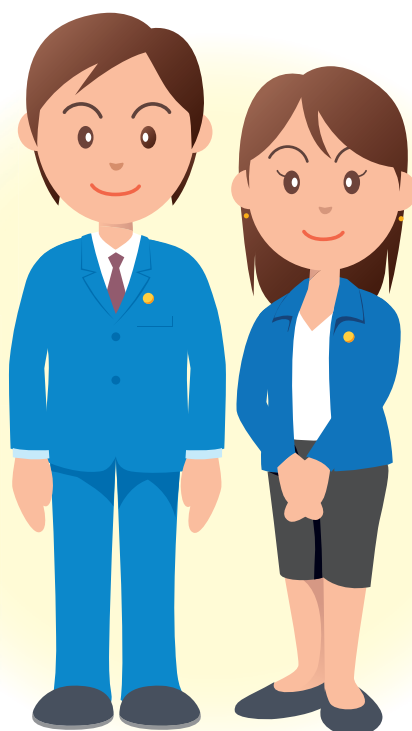


保存版

弁護士会と 行政及び各種団体との 連携メニュー

私たちはこんなことをお手伝いできます



は じ め に

山梨県弁護士会（以下、当会といいます。）では、法律相談センター運営委員会、人権擁護委員会、子どもの権利委員会、高齢者・障害者支援センター運営委員会、貧困問題及び自殺対策委員会、消費者問題対策委員会など多数の委員会を設置し、様々な分野における社会的諸問題に対応できるよう活動しています。このような社会的諸問題に関しては、地方公共団体を含む行政機関及びその他NPO法人等を含む各種団体（以下、行政等といいます。）が主体となって対応しているのが現状ですが、縦割り行政の現状、専門的な法律的知識の必要性、困難事例の増加等から、唯一行政等のみで社会的諸問題を解決することが難しい状況となっています。当会では、弁護士の法的専門性を発揮し、行政等の担当者の困難事例等に対する心理的負担を軽減し、最終的に社会的諸問題等を協働して解決するため、行政等と連携することが重要であると考えています。

そこで、当会では、このように行政等と連携させて頂くため、想定し得る連携メニューをまとめた「弁護士会と行政及び各種団体との連携メニュー」を作成し、併せて、当会が設置している主な委員会及びその活動内容等についても紹介させて頂きました。

行政等におかれましては、かかる連携メニュー及び委員会の活動内容等をご覧頂き、是非とも、当会と連携し、現在対面しておられる社会的諸問題等に対応して頂けますようお願い致します。

なお、かかるメニューに記載されていない事項につきましても、当会として対応できる場合がありますので、その折りは当会宛（tel 055-235-7202）にご連絡頂けますようお願い致します。

平成27年12月吉日 山梨県弁護士会

目 次

1	連携の必要性・具体例・イメージ・・・・・・・・・・	1 頁
2	連携メニュー一覧表・・・・・・・・・・	4 頁
3	当会に設置されている委員会の紹介	
(1)	子どもの権利委員会・・・・・・・・・・	12 頁
(2)	高齢者・障害者支援センター運営委員会・・・・・・・・	16 頁
(3)	消費者問題対策委員会・・・・・・・・・・	20 頁
(4)	人権擁護委員会(外国人の人権も含む)・・・・・・・・	23 頁
(5)	貧困問題及び自殺対策委員会・・・・・・・・・・	25 頁
(6)	犯罪被害者支援センター委員会・・・・・・・・・・	28 頁
(7)	両性の平等に関する委員会・・・・・・・・・・	31 頁
(8)	民事介入暴力被害者救済センター運営委員会・・・・	33 頁
(9)	業務改革委員会・・・・・・・・・・	36 頁
(10)	法教育委員会・・・・・・・・・・	38 頁
(11)	刑事弁護センター委員会・・・・・・・・・・	40 頁
(12)	公害対策・環境保全委員会・・・・・・・・・・	42 頁
(13)	災害対策委員会・・・・・・・・・・	44 頁
(14)	法律相談センター運営委員会・・・・・・・・・・	45 頁

1 連携の必要性・具体例・イメージ

現在の複雑かつ多面的な社会において様々な社会的諸問題に対処するためには、地方公共団体を含む行政機関及びその他NPO法人等を含む各種団体（以下、行政等といいます。）との連携が必要です。例えば、自殺未遂者が発見された場合、発見者が警察にその者の保護を求め、警察が保健所を経由して精神科医につなげ、その後、自殺未遂の原因が多額の借金にあった場合には、弁護士等の法律専門職に相談して自己破産等の処理を行う。これは自殺対策における1つの連携です。また、例えば、隣家から子どもの泣き叫ぶ声が聞こえる場合、地域住民が警察に通報し、警察から児童相談所に通告され、その結果、児童相談所が児童を保護し、複雑な法律問題を抱えている場合には弁護士等につなげる。これも児童虐待対応における1つの連携です。また、例えば、精神障害者や知的障害者等に法律問題が発生している際、本人に困った認識はないが、その方々を支援している福祉職が対応に困っている場合に、弁護士が福祉職からの相談に応じるなども1つの連携です。

そもそも、現代社会における個々の家庭では、様々な問題が発生し、その対応が複雑化しています。単発で児童虐待が発生している場合もあれば、児童虐待が行われている家庭に高齢者がいれば、高齢者虐待も行われているなど、虐待が重疊的に発生している事例も少なくありません。また、虐待者がもともと精神疾患を有しているなど、虐待者自身に対しても何らかの支援が必要な場合もあります。現代社会や個々の家庭が抱える問題が複雑化すればするほど困難事例が増加し、行政等の対応も困難化します。

これらの問題を解決するため、行政等には児童相談所、地域包括支援センターなどの所管部署が設置されています。しかし、縦割り行政の現状、根拠法令の解釈の専門性、複雑かつ多面的な問題を包含している困難事例の増加等から、それぞれの行政等が十分に困難事例等に対処できない場合も多く見受けられます。

そこで、専門職である弁護士が行政等のケース会議などに参画し、1つの困難事例に共に取り組み、必要があれば他の関係部署をも巻き込み、縦割り行政の現状を修正するなどの活動が必要となります。ここに行政等と法律専門職である弁護士及び弁護士会が連携する意義が存在します。そして、このような連携は、矢面に立たされている行政等における個々の担当職員の困難事例に対する心理的負担を軽減し、さらに救済されるべき対象者本人にとっても良い結果

をもたらします。現在、児童虐待分野や高齢者虐待分野では行政等と弁護士との連携がある程度行われていますが、その他の分野ではまだまだであると思われます。行政等の担当者が1人で困難事例を抱え込まず、法律専門職である弁護士及び弁護士会と連携して対応していく意識を持つことが必要であろうと思われます。

また、上記福祉分野に止まらず、(1) 中小・零細企業や個人事業主のために法律相談会を開催するなど、中小企業対策のための連携も必要です。個々の個人事業主等のために法的アクセスを十分なものにする環境作りが、山梨県内の経済的発展に資することになると思われます。このためには行政等を含めた関係機関と弁護士会において中小企業対策のための連携が必要となります。また、(2) 民事介入暴力等への対応のための、山梨県警察本部、公益財団法人山梨県暴力追放運動推進センターと弁護士会との3者連携、個別案件への対応、「みかじめ料縁切り同盟」の結成・協力・顧問の推薦など、民事介入暴力等への対応のための連携も、住みやすく安心な地域環境を作るために必要な連携であると思われます。また、(3) 小・中・高等学校において、法教育の授業を実施するために弁護士を講師として派遣したり、毎年夏休みに中学生を対象にした子どもロースクールを実施する等、法教育のための連携も、今後の将来を担う若者を育成するためには必要な連携であると考えます。また、(4) 災害時において行政等と相互に協力体制を維持するため、平時から防災協定・応援協定等を締結し、災害時に備える等の連携も、災害が発生した際、迅速に法律相談を実施し、地域住民の不安を解消するためには必要な連携であると思われます。また、(5) 行政等の消費生活相談員と弁護士との相互理解、情報の共有、連携強化等を目的とした勉強会の開催等による連携も、近時の消費者被害の多発に対して必要な連携と言えましょう。また、(6) 犯罪被害者、DV被害者、ストーカー被害者等の救済のために犯罪被害者精通弁護士制度を設け、適切な法律相談を受けられるように対処するなどの連携も必要であり、(7) 契約市町村に対し、市町村民向けの法律相談を担当する弁護士を派遣するなどの連携も必要です。また、(8) 地方公共団体における外部監査制度として弁護士を包括外部監査人として選任するなどの連携や各種条例制定において法の支配の観点から弁護士の意見を取り入れるなどの連携も必要です。

以上のような連携は、既に当会で行われているものがほとんどですが、今後、これらの分野においてより深い連携を築くとともに、未だ連携が築かれていない行政等におかれましては、当会と連携して頂けるようお願い致します。

この「弁護士会と行政及び各種団体との連携メニュー」をご覧頂き、是非とも、当会との連携の方向をお考え頂きたいと存じます。

以上

2 行政及び各種団体との

【無料の制度、有料の制度、様々ございますので、下記一覧表に記載がないものも含めて、

	対象分野	業務内容	担当委員会
1	全分野 (全ての委員会で対応しています。)	研修会・勉強会・講演会等への講師派遣	全委員会
2		各種審議会等への委員推薦	全委員会
3		共同研究・政策提言	全委員会
4		条例・制度整備のためのアドバイザー派遣	全委員会
5		法律相談会の企画・相談担当弁護士の派遣	全委員会
6	子どもの権利	当番付添人制度の実施	子どもの権利委員会
7		子ども常設相談窓口の実施	子どもの権利委員会
8		いじめ予防授業の実施	子どもの権利委員会
9		子ども・夫婦なんでも無料相談会	子どもの権利委員会
10		子どもの手続代理人(弁護士)の推薦	子どもの権利委員会
11		未成年後見人候補者の推薦	子どもの権利委員会
12		無戸籍者に対する相談窓口の設置	子どもの権利委員会
13	高齢者・障害者の権利	成年後見人等候補者・財産管理人等の推薦(あっせん業務)	高齢者・障害者支援センター運営委員会
14		高齢者・障害者の各虐待防止対応事業への協力	高齢者・障害者支援センター運営委員会
15		精神科病院・福祉施設等における法律相談会の開催	高齢者・障害者支援センター運営委員会
16		福祉担当職員に対するアドバイス事業	高齢者・障害者支援センター運営委員会
17		行政・その他の団体の福祉担当者との勉強会	高齢者・障害者支援センター運営委員会

連携メニュー一覧表

詳細は、山梨県弁護士会にお問い合わせ下さい。電話番号 〇五五－二三五－七二〇二】

具体的内容	該当頁
行政・NPO法人等の組織内部の研修会・勉強会へ講師を派遣します。また、一般市民向けの講演会においても講師を派遣します。	下後全 さい記 のの 。各委 種員 委員 会会 で 対 応 し て い ま す 。 覧
行政の審議会や社会福祉法人の評議委員等、組織内部の審議会等の委員として弁護士を推薦します。	
行政・NPO法人等が主催する研究会等の委員として弁護士を派遣し、共同研究・政策提言に協力します。	
行政の条例制定、他団体の規則・制度設計に関し、実務家・法律家の視点から助言を行うために、弁護士をアドバイザーとして派遣します。	
行政・その他の団体において法律相談会を実施し、又は、行政・その他の団体が主催する法律相談会に相談担当弁護士を派遣します。各特殊分野における法律相談会については、該当箇所をご覧ください。	
少年事件において、家庭裁判所の観護措置決定を受けた少年やその家族等が希望した場合には、少年が無料で弁護士(当番付添人)と初回面会を受け、助言等を得ることができる制度を実施しています。	12頁
いじめや虐待などの子どもに関する問題を初回に限り無料で弁護士に相談(面談や電話)できることも常設相談窓口を設置しています。	12頁
小・中・高等学校において、いじめを予防するために「いじめ予防授業」を実施し、講師として弁護士を派遣します。	13頁 14頁
毎年1回(11月頃)、弁護士と臨床心理士がペアになって実施する法律相談会(面談や電話)を設置しています。	13頁
親権者の変更、面会交流など、子どもの利害に関わる裁判手続において、子ども自身が代理人を選任できる制度(子どもの手続代理人制度)ができましたが、これに対応する弁護士を紹介します。また費用を援助する制度もあります。	13頁
子どもに親族がいないなど、適切な未成年後見人候補者がいない場合、弁護士を未成年後見人候補者として推薦します。	14頁
平成27年11月11日に無戸籍者に対する全国一斉電話相談会を実施するのを契機として、平成27年11月から無戸籍者に対する専門相談窓口を設置し、研修を受講した弁護士を紹介する制度を始める予定です。	13頁
適切な成年後見人等候補者がいない場合や適切な財産管理人がいない場合、弁護士を成年後見人等候補者ないし財産管理人として推薦します。	18頁 19頁
高齢者・障害者の各虐待に関するケース会議等に弁護士をアドバイザーとして派遣します。	17頁 18頁
精神科病院・福祉施設等において法律相談会を開催し、相談担当弁護士を派遣します。	17頁
行政・NPO法人等の福祉担当者を対象に、その担当する高齢者・障害者に関する法律相談を実施しています。また、各種会議等へ弁護士を派遣します。	17頁
行政・その他の団体の福祉担当者(市町村地域包括支援センター職員、精神科病院ソーシャルワーカー、行政職員等)、弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、司法書士等と共同して、年3回ほどグループワーク勉強会を実施しています。	17頁

行政及び各種団体との

【無料の制度、有料の制度、様々ございますので、下記一覧表に記載がないものも含めて、

	対象分野	業務内容	担当委員会
18	消費者の権利	消費者市民講座の実施	消費者問題対策委員会
19		消費者教育に関する授業の実施	消費者問題対策委員会
20		地方消費者行政の活性化に向けた政策提言等の実施	消費者問題対策委員会
21		適格消費者団体の設立に向けた取組の実施	消費者問題対策委員会
22		地方自治体の消費生活相談員との勉強会の実施	消費者問題対策委員会
23		消費生活相談員に対するアドバイス事業	消費者問題対策委員会
24	人権擁護一般	人権侵犯事件の対応・処理	人権擁護委員会
25	外国人の権利	外国人を対象とした法律相談会の相談担当弁護士・通訳人の派遣、同時通訳システムの実施	人権擁護委員会
26	貧困問題・生活困窮者	生活保護ホットライン(無料電話相談)の実施	貧困問題及び自殺対策委員会
27		奨学金問題ホットライン(無料電話相談)の実施	貧困問題及び自殺対策委員会
28		行政・NPO法人等の福祉担当者との勉強会の実施	貧困問題及び自殺対策委員会
29		各市町村福祉事務所での法律相談の実施	貧困問題及び自殺対策委員会
30		生活困窮者等に関わる福祉担当者に対するアドバイス事業	貧困問題及び自殺対策委員会 高齢者・障害者支援センター運営委員会
31	労働問題	労働ホットライン(無料電話相談)の実施	貧困問題及び自殺対策委員会
32		小、中、高等学校、専門学校、大学等への労働問題の講師派遣	貧困問題及び自殺対策委員会

連携メニュー一覧表（つづき）

詳細は、山梨県弁護士会にお問い合わせ下さい。電話番号 ０５５－２３５－７２０２】

具体的内容	該当頁
年２～３回、市民向けに消費者に関する法律講座を開催し、併せて法律相談会を実施しています。	20頁 21頁 22頁
消費者市民社会の実現に向けて、小・中・高等学校に講師を派遣し、消費者教育の出前授業を実施します。	20頁 22頁
消費者被害の予防・救済、生活の質の向上等のために地方自治体のあるべき取組等を調査・研究し、地方自治体に政策提言を行っています。	20頁
事業者に対して不当な勧誘行為や不当な契約条項の差止請求を行う適格消費者団体を、他の消費者団体と共同して設立し、運営しています。	21頁
地方自治体の消費生活相談員と相互の立場の理解、情報の共有、連携強化等を目的として、勉強会を実施しています。	21頁
消費者問題の相談にあたる消費生活相談員に対して、法的助言を行うアドバイザーとして弁護士を派遣します。	21頁
人権が侵害され、又はおそれがあると認めた事件について、市民からの申立等を端緒に調査を行い、調査の結果、警告・勧告等を行うことが適切と考えられる場合、警告・勧告等の処理を行います。	23頁
行政・他団体が主催する外国人を対象とした法律相談会に弁護士・通訳人を派遣します。仮に通訳人が存在しない場合であっても、同時通訳システムを利用した法律相談会を実施できる場合があります。	23頁
生活保護未受給の方、受給中の方双方を対象として、生活保護やその他セーフティネットに関する法律相談（フリーダイヤルによる無料電話相談）を実施しています。	25頁
貧困の連鎖と拡大の影には教育格差の問題があり、奨学金問題の解決は債務の問題というだけでなく、世代を超えた教育機会の実質的確保に絡む問題といえるため、かかる法律相談（フリーダイヤルによる無料電話相談）を実施します。	25頁
貧困問題解決のため、貧困問題の現場、最前線で活躍されている方々と定期的に勉強会を開催しています。	26頁
福祉事務所など貧困問題に関する行政窓口等において法律相談会を開催するため弁護士を派遣します。	26頁
行政・その他団体の福祉担当者からの生活困窮者等に関する法律相談を実施します。	17頁 27頁
毎年6月10日を「労働の日」と位置づけ、法律相談を実施しています。	25頁
労働問題に関し、労働法の基本的知識等の習得を目的として教育機関等に講師として弁護士を派遣します。	27頁

行政及び各種団体との

【無料の制度、有料の制度、様々ございますので、下記一覧表に記載がないものも含めて、

	対象分野	業務内容	担当委員会
33	自殺問題	暮らしと心の無料法律相談会の実施	貧困問題及び自殺対策委員会
34		自殺問題に関わる福祉担当者からの法律相談の実施	貧困問題及び自殺対策委員会 高齢者・障害者支援センター運営委員会
35		行政・NPO法人等の福祉担当者との勉強会の実施	貧困問題及び自殺対策委員会
36	犯罪被害者の権利 両性の平等	被害者参加制度における被害者参加弁護士の推薦	犯罪被害者支援センター委員会
37		専門的知識を有する被害者精通弁護士の紹介	犯罪被害者支援センター委員会
38		ストーカー被害者・DV被害者に対する刑事・民事のサポート	犯罪被害者支援センター委員会 両性の平等委員会
39		デートDV防止等に関する授業の実施	犯罪被害者支援センター委員会
40	民事介入暴力 行政対象暴力	民暴110番の設置	民事介入暴力被害者救済センター運営委員会
41		民事介入暴力等の個別案件への対応	民事介入暴力被害者救済センター運営委員会
42		山梨県警察本部、公益財団法人山梨県暴力追放運動推進センターとの連携	民事介入暴力被害者救済センター運営委員会
43		行政以外の他団体との連携	民事介入暴力被害者救済センター運営委員会
44	中小・零細企業、個人事業主など企業経営	無料法律相談会の実施	業務改革委員会
45		ひまわりほっとダイヤルの実施	業務改革委員会
46	地方公共団体における外部監査	包括外部監査人候補者の推薦	業務改革委員会
47	空き家対策	空き家対策	業務改革委員会
48	行政不服審査	新行政福祉審査法における審理員候補者、行政福祉審査会に相当する第三者諮問機関委員候補者の推薦	業務改革委員会

連携メニュー一覧表（つづき）

詳細は、山梨県弁護士会にお問い合わせ下さい。電話番号 ０５５－２３５－７２０２】

具体的内容	該当頁
毎年、自殺予防週間(9月10日～9月16日)に、「暮らしとこころの無料法律相談会」を実施しています。	26頁
行政・その他団体の福祉担当者からの自殺企図者に関する法律相談を実施します。	17頁 27頁
自殺問題解決のため、自殺対策の現場、最前線で活躍されている方々と勉強会を開催します。	26頁
被害者参加制度を利用したい方に早期に被害者参加弁護士を推薦します。	28頁
犯罪被害者又はそのご遺族が犯罪被害者保護の経験又は知識のある弁護士(犯罪被害者精通弁護士)の相談を受けられるような体制を整備しています。	28頁
ストーカー被害者・DV被害者に対し、犯罪被害者支援センター委員会と両性の平等委員会とで協働して、支援体制を整えています。	29頁 31頁
いわゆるデートDV防止のために、中学校、高等学校、専門学校、大学、職場等に弁護士を派遣し、講演ないし講義をします。	30頁
当会では、民暴110番を設置し、民暴被害者からの相談を随時受け付ける体制を整備しています。	33頁
当会に持ち込まれた民暴案件に対し、1チーム2ないし3名の弁護士で構成されている事案処理チームにおいて民暴案件を解決しています。	33頁
当会は、県警、暴迫センターと毎年1～2回、民暴研究会を開催し、意見交換を行っています。また、暴迫センター主催の民暴困りごと相談に弁護士を派遣し、不当要求防止責任者講習に弁護士を講師として派遣しています。	33頁
他団体と「みかじめ料縁切り同盟」の結成・協力・顧問の推薦などの連携を行っています。	34頁
中小・零細企業、個人事業主を対象とした無料法律相談会を年1回実施しています。	36頁
当会では、中小・零細企業、個人事業主の業務に関する法律問題に関し、中小企業法務に熱心に取り組む弁護士を紹介する「ひまわりほっとダイヤル」を実施しています。	36頁
当会では、包括外部監査人候補者となる弁護士を推薦します。	36頁
空き家の相続、空き家問題に関する法律相談会等に弁護士を派遣します。	36頁
①新行政不服審査法における審理員候補者として、又、②行政不服審査会に相当する第三者諮問機関の委員候補者として、法律の専門家である弁護士を推薦・派遣します。	37頁

行政及び各種団体との

【無料の制度、有料の制度、様々ございますので、下記一覧表に記載がないものも含めて、

	対象分野	業務内容	担当委員会
49	法教育	出前授業の実施	法教育委員会
50		子どもロースクールの開催	法教育委員会
51		教師等との意見交換会の開催	法教育委員会
52		法教育のための教材作成	法教育委員会
53		大学生・大人を対象とした法教育授業の実施	法教育委員会
54	刑事弁護	当番弁護士制度の実施	刑事弁護センター委員会(刑事実務部会)
55		触法障害者の刑事事件に関する福祉担当者との連携	刑事弁護センター委員会(刑事政策部会)
56		刑事分野の問題点に関する市民向け集会の開催	刑事弁護センター委員会(刑事法制部会)
57		刑事被疑者・被告人の弁護人(私選)等の紹介	刑事弁護センター委員会(刑事実務部会)
58	公害対策・環境保全	公害問題・環境問題に関する事業への協力	公害対策・環境保全委員会
59	災害対策	行政や他団体と防災協定・応援協定等の締結	災害対策委員会
60		大雪・地震など災害時における法律相談会の円滑な実施	災害対策委員会
61	法律相談一般	現在、弁護士会で実施されている法律相談の種類	法律相談センター運営委員会
62		市町村に対する法律相談担当弁護士の派遣	法律相談センター運営委員会
63		法律相談におけるチケット制の導入	法律相談センター運営委員会

連携メニュー一覧表（つづき）

詳細は、山梨県弁護士会にお問い合わせ下さい。電話番号 ０５５－２３５－７２０２】

具体的内容	該当頁
小・中・高等学校に弁護士を派遣し、法教育の授業を実施しています。	38頁 39頁
毎年、夏休みに中学生を対象にした子どもロースクールを実施しています。弁護士が刑事模擬裁判を演じ、参加生徒には裁判員の立場で有罪か無罪かを考えて貰っています。	38頁
法教育の普及・発展を図るため、大学教員、出前授業を担当したことのある教師等と意見交換会を開催しています。	38頁
学校の教育現場において通年の法教育授業を実施することができるよう教材作成を行っています。	38頁
大学生や大人を対象とした法教育授業を実施するため弁護士を派遣します。	39頁
逮捕・勾留中の被疑者等の権利を擁護するため、当番制によって弁護士を配置し、要請に基づき、接見を1回無料で行う「当番弁護士制度」を実施しています。	40頁
高齢者や障害者、生活困窮者等の福祉的支援を必要とする被疑者・被告人の刑事弁護を充実すべく、福祉機関や医療機関等と協議・連携などの活動を行います。	40頁
刑事裁判や刑事手続全般(例として、裁判員裁判、取調べの可視化、共謀罪法案、心神喪失者等医療観察法、更生保護、障害者の刑事弁護等)に関して提言や市民集会を開催します。	40頁
刑事被疑者・被告人の弁護人等を私費で選任されたい方に弁護士を紹介します。	40頁
公害問題、環境問題に関する事業を行政内に設置した際には、当会の弁護士をアドバイザーとして派遣します。	43頁
行政・その他の団体と災害時に相互に協力体制を維持するため、平時から、防災協定・応援協定等を締結し、災害時に備えます。	44頁
災害時に関係者・一般市民等のために法律相談会等を円滑に実施します。	44頁
各種委員会が実施ないし予定している法律相談の他、当会では、一般的法律相談として、①弁護士会館における一般法律相談、②東部・富士五湖法律相談センターにおける法律相談、③クレサラ(クレジット・サラ金)無料法律相談、④山梨県、甲府市などとの委託契約に基づく法律相談を実施しています。	45～46頁
当会では毎年、希望のある市町村に弁護士を派遣し、巡回相談を実施しています。	45～46頁
自治体等が住民に対して法律相談のチケットを発行し、当会は、そのチケットを持参した住民に対して無料で法律相談を提供するシステム(チケット制)を導入しました。	45～46頁

3 当会に設置されている委員会の紹介

子どもの権利委員会

【組織内容】

子どもの権利委員会は、子ども（未成年者）に関する問題に取り組み、子どもの権利擁護を図ることを目的として、様々な活動を行っています。

子どもの権利委員会は、委員数が22名（平成27年4月1日現在）で、全体会と三つの部会（付添人部会、家事部会、学校問題部会）で構成されています。全体会と各部会は、それぞれ、概ね1か月に1回程度の頻度で開催されて、活動しています。

【活動内容】

当委員会の主な活動内容は、以下のとおりです。

1 当番付添人制度

当会は、平成23年4月から、当番付添人制度（少年事件において、家庭裁判所の観護措置決定を受けた少年やその家族等が希望した場合には、少年が無料で当番付添人〔弁護士〕と初回の面会を受け、助言等を受けることができるという制度）を実施しています。これは、少年事件においてはできる限り早期に少年に弁護士付添人が選任されることが、少年の権利擁護にとって必要不可欠であることに基づくものです。

子どもの権利委員会では、当番付添人制度が適切に運用されるために常時検討しています。

2 子ども常設相談窓口

当会は、平成19年10月から、子ども常設相談窓口を設置しています。これは、いじめや虐待などの子どもに関する問題を初回に限り無料で弁護士に相談することができるというものであり（電話相談も可能）、子どもの権利委員会委員が相談に応じています。

3 市民法律講座・無料法律相談会

毎年1回（5月頃）、憲法記念と子どもの日記念として、市民法律講座・無料法律相談会を実施しています。

4 子ども・夫婦なんでも無料相談会

毎年1回(11月頃)、子ども・夫婦なんでも無料相談会を実施しています。これは、相談内容が子どもに関わる問題(離婚や親権、養育、児童虐待、いじめ、退学処分など)に限定され、弁護士と臨床心理士がペアになって相談に応じるというものです(電話相談も可能)。子どもに関する法律面と心理面を同時に相談し、アドバイスを得られる機会として機能することを目指しています。

5 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)関連

ハーグ条約については、同条約の実施法が成立し、平成26年4月から日本にも適用されることになりましたが、当会においてハーグ条約事件に対応する弁護士を紹介するために、その旨の紹介名簿を整備しました。

6 子どもの手続代理人制度

親権者変更、面会交流など、子どもの利害に関わる裁判手続において、子ども自身が手続に参加し、また、子ども自身が代理人を選任できる制度(子どもの手続代理人制度)ができました。当会では、子どもの手続代理人となる弁護士を紹介し、また、費用を援助する制度を設けております。

7 無戸籍者に対する専門相談窓口

平成27年11月11日に無戸籍者に対する全国一斉電話相談会を実施するのを契機として、平成27年11月から無戸籍者に対する専門相談窓口を設置し、研修を受講した弁護士を紹介する制度を始める予定です。

8 いじめ問題

いじめ防止対策推進法に基づき、山梨県内の地方公共団体においても、順次、いじめ問題対策連絡協議会やいじめ問題調査委員会等が設置されるようになりました。これらの組織の委員として弁護士の就任が要請されていることから、当会の弁護士を派遣しています(山梨県、北杜市、西桂町など)。

また、弁護士出前授業の一環として、学校等で「いじめ予防授業」を実施しています。「いじめ予防授業」は、すでに、高等学校で1校、中学校で3校、小学校で3校、それぞれ当会の弁護士を派遣して実施しました(平成27年7月現在)。

9 研修会・講演会等への講師派遣

子どもに関する問題(児童虐待、子どもの権利条約、選挙権年齢の引下げ等)に関して市町村や関係機関が催す研修会・講演会等へ当会の弁護士を講師として派遣しています。

10 その他

各協議会や懇談会、勉強会等を通じて、甲府家庭裁判所や法テラス山梨、山梨県内の児童相談所、山梨少年友の会などの関係機関と調整・連携を図っています。

【行政に向けた活動メニュー】

1 研修会・講演会等への講師派遣

子どもに関する問題（虐待、いじめ、非行、子どもの権利条約、選挙権年齢の引下げに伴う主権者教育等）における研修会・講演会等へ当会の弁護士を講師として派遣します。

2 各種審議会・協議会・委員会等への委員派遣

子どもに関する各種審議会・協議会・委員会（例：いじめ防止対策推進法に基づく第三者委員会、要保護児童対策地域協議会）等へ当会の弁護士を委員として派遣します。

3 共同研究

子どもに関する様々な分野において行政が主催する研究会等へ当会の弁護士を参画者として派遣します。

4 いじめ予防授業

小学校・中学校・高等学校等において「いじめ予防授業」を実施するため、当会の弁護士を講師として派遣します。

5 未成年後見人等候補者推薦

児童相談所所長等による未成年後見開始等の申立てに際して、未成年後見人等の候補者として、当会の弁護士を推薦します。

6 その他

上記以外においても、子どもに関する問題については、可能な限り、行政との連携を図って取り組みたいと考えていますので、弁護士との協同・助力を必要とする場合には、当会までお問い合わせ下さい。

【その他の団体に向けたメニュー】

1 研修会・講演会等への講師派遣

子どもに関する問題における研修会・講演会等へ当会の弁護士を講師として派遣します。

2 その他

上記以外においても、子どもに関する問題については、可能な限り、取り組みたいと考えていますので、弁護士との協同・助力を必要とする場合には、当会までお問い合わせ下さい。

以 上

高齢者・障害者支援センター運営委員会

【組織内容】

当会では、高齢者・障害者の権利擁護等を図るため、高齢者・障害者支援センターを設置し、当委員会がその運営を担っています。委員数は、平成27年4月1日現在、34名です。毎月1回程度、委員会を開催し、様々な諸施策を議論しています。

【活動内容】

当委員会の主な活動内容は、以下のとおりです。

1 法律相談

(1) 一般法律相談

毎月第2、第4木曜日の午後1時から午後4時まで、弁護士会館で実施しています。原則有料（30分：税別5000円）ですが、日本司法支援センター（以下、法テラスといいます。）の資力要件を充たしている場合には法テラスに切り替えて無料で相談に応じています。

(2) 出張法律相談

出張法律相談は、高齢又は心身の障害のため、弁護士会館に赴くことが困難な者を対象としています。出張法律相談の実施日時に限定はありません。原則有料（1回：税別1万円、交通費等実費）ですが、法テラスの資力要件を充たしている場合には法テラスに切り替えて無料で相談に応じています。

(3) 随時法律相談

相談者が毎月2回の一般法律相談に来ることができない場合には、直接、法律相談担当弁護士の事務所で法律相談を実施しています。実施日時に限定はありません。原則有料（30分：税別5000円）ですが、法テラスの資力要件を充たしている場合には法テラスに切り替えて無料で相談に応じています。

(4) 無料電話相談

65歳以上の高齢者または、障害者手帳を所持し、または障害年金を受給している者、またはそれに準ずる者に限定して毎月第2、第4木曜日の午後1時から午後4時まで、無料電話相談を行っています。相談者が弁護士会に電話をすれば、後ほど、担当弁護士が折り返し電話をすることによ

り法律相談を実施しています。同一案件については同一人につき2回まで無料です。

2 福祉担当者のための法律相談等（福祉ほっと相談、福祉ほっと派遣）

高齢者・障害者本人は困っていないものの、それらの者を支援している福祉担当者が困っているケースは多く、そのために、当会では福祉担当者からの法律相談を実施しています（福祉ほっと相談）。福祉担当者としては、地域包括支援センター職員、精神科病院の精神保健福祉士などが多いです。相談料は、初回のみ無料です。各種福祉担当者から喜ばれている法律相談の1つです。また、高齢者虐待に対応するために弁護士を地域包括支援センターのケース会議等に派遣する事業は、既に山梨県により実施されていますが、それ以外の場合に弁護士を派遣する事業は、山梨県や市町村でも実施されていません。そこで、当会は、平成28年1月より、（1）高齢者虐待以外の法律問題を含むケース会議等へ弁護士の出席が必要ある場合、（2）そもそも対象者が高齢ではあるものの65歳に達していないため山梨県の高齢者虐待対応事業を使えない場合、（3）対象者が障害者で虐待を受けているものの、高齢者ではないために山梨県の高齢者虐待対応事業を使えない場合、（4）福祉関係者の勉強会・研修会等にアドバイザーとして弁護士の参加が必要ある場合、（5）介護保険法により導入されている地域包括ケア会議へ弁護士の出席が必要ある場合等において、弁護士を派遣する事業を実施しています（福祉ほっと派遣）。派遣依頼者は、高齢者・障害者に関し現場で対応する福祉職員等に限定し、派遣料は、行政に予算措置がない場合に限り、無料です。詳しくは、当会にお問い合わせ下さい。

3 精神科病院での法テラスを利用した巡回法律相談の実施

現在、山梨県立北病院、HANA ZONOホスピタル、日下部記念病院、峡西病院の4か所において、法律相談の実施要請を受ける都度、不定期に巡回法律相談を実施しています。法律相談料は、一般民事事件（例えば、借金問題と家族問題とか）の場合には、法テラスの資力要件を充たす場合には無料とし、退院請求や処遇改善請求の場合には日弁連委託援助事業により原則無料としています。この相談会は全国的にも先駆けているものであり、上記精神科病院の精神保健福祉士等から喜ばれています。

4 高齢者虐待対応事業における弁護士の派遣

当会は、山梨県との間で、「山梨県高齢者虐待対応等に関する専門相談・派遣支援事業に係る契約書」を締結し、各市町村の地域包括支援センターのケース会議等に出席し、アドバイスする業務を実施しています。この派遣事業

を通して、弁護士と地域包括支援センター職員との連携が上手く図られています。

5 福祉関係者との勉強会

当会及び山梨県社会福祉士会との共催にて、毎年3回程度、午後5時半から午後8時頃まで、2～3の事例を題材として、高齢者虐待、障害者虐待等を内容とするグループワーク勉強会を開催しています。出席者としては、弁護士、山梨県職員、市町村高齢者障害者担当部署職員、地域包括支援センター職員、障害者地域活動支援センター職員、精神保健福祉センター職員、精神科病院の精神保健福祉士等で、毎回100名前後で開催しています。かかる勉強会は、現在、弁護士と福祉関係者、福祉関係者同士の相互間の連携を図るための最良のアイテムとなっています。

6 その他

その他、当会では、山梨県社会福祉協議会等と契約し、各地の法律相談会に相談担当弁護士を派遣し、また、各種団体の要請を受けて講師を派遣しています。

【行政に向けた活動メニュー】

1 研修会・講演会等への講師派遣

高齢者・障害者の様々な分野における研修会・講演会等へ当会の弁護士を講師として派遣します。

2 各種審議会等への委員派遣

行政の各種審議会等へ当会の弁護士を委員として派遣します。

3 共同研究

高齢者・障害者の様々な分野において行政が主催する研究会に当会の委員を派遣し、参画します。

4 法律相談担当弁護士の派遣

行政が主催する法律相談会に当会の弁護士を派遣します。

5 成年後見人等候補者推薦（あっせん業務）

成年後見人等の選任の市町村長申立てに際して、成年後見人等の候補者として、当会の弁護士を推薦します。

6 障害者等に対する虐待対応事業への協力

障害者等に対する虐待対応事業を行政内に設置した際には当会の弁護士をアドバイザーとして派遣します。

7 条例・制度整備のためのアドバイザー派遣

高齢者・障害者に関する条例・制度の整備に際し、実務家・法律家の視点から助言を行うため、当会の弁護士をアドバイザーとして派遣します。

8 その他

その他、行政との連携を強化し、様々なメニューに取り組みたいと思います。

【その他の団体に向けた活動メニュー】

1 研修会・講演会等への講師派遣

様々な私的な勉強会等に当会の弁護士を講師として派遣します。

2 共同研究

高齢者・障害者の様々な分野において私的な団体が主催する研究会に当会の委員を派遣し、参画します。

3 法律相談会の開催

法テラスを利用するなどし、例えば、精神科病院、障害者相談支援事業所等において、法律相談会を開催します（法テラスの資力要件を充たしていれば、法律相談料は無料となります。）。

4 成年後見人等候補者推薦（あっせん業務）

地域包括支援センター等福祉関係機関が関わっている高齢者・障害者のために成年後見人等の選任の申立て代理人や成年後見人等候補者をあっせんします。

5 その他

その他、弁護士の助力を必要とする場合には会場までお問い合わせ下さい。

以 上

消費者問題対策委員会

【組織内容】

消費者問題対策委員会は、様々な消費者問題に広く対応するため、昭和58年に設立された委員会です。平成27年4月1日現在、委員数は32名であり、毎月1回程度委員会を開催し、活動しています。平成26年度から、委員会内に消費者教育PT、地方消費者行政活性化PT、適格消費者団体設立PT、消費生活相談員との勉強会PTを組織し、専門的かつ幅広い分野での活動を図っています。

当委員会の具体的な活動は、委員会内外での様々な研修等への参加や委員会内での討議、事例の報告や検討などを通じた知識や能力の研鑽などです。そのほかには、外部団体等へ講師を派遣し、消費者問題に関する情報提供や啓発活動等を行っています。

【活動内容】

当委員会の主な活動内容は、以下のとおりです。

1 消費者市民講座及び無料相談会の実施

年に2～3回、市民向けに消費者に関する法律講座を開催し、併せて無料法律相談会を実施しています。また、被害者が多数に及ぶような消費者問題が発生した場合には、当該問題の被害者を対象とした無料相談会を開催しています。

2 各種研修会の実施

年1回の夏期合宿、新入会員向けの消費者問題の基礎研修、さくらサイトについての勉強会、民法改正と消費者法についての勉強会、各種消費者関連法についての勉強会等、様々な消費者問題に対応する委員の質を向上させるため、各種研修を実施しています。

3 消費者教育についての講師派遣

平成24年12月に施行された消費者教育推進法が規定する消費者市民社会の実現に向けて、小学校・中学校・高等学校等に講師を派遣し、消費者教育の出前授業を行っています。

4 地方消費者行政活性化に向けた取り組み

地域に住む住民に対する消費者行政サービスの充実により、消費者被害の予防・救済、生活の質の向上等が図られますが、そのために地方自治体とし

てどのような取り組みが必要か調査・研究し、地方自治体に対して具体的な施策を提言する等の働きかけを行っています。

5 適格消費者団体設立に向けた取り組み

適格消費者団体は、事業者に対して不当な勧誘行為や不当な契約条項の差止請求を行う権限を有する団体ですが、山梨県内にも適格消費者団体を設立するべく、他の消費者団体と共同して設立に向けた活動を行っています。

6 自治体の消費生活相談員との勉強会の実施

地方自治体の消費生活相談員と勉強会を実施しています。相互の質の向上、相互の立場の理解、情報の共有、連携の強化等を目的としています。

7 研修会・講演会等への講師派遣

多重債務問題に関する講演会、自殺対策に関する講演会、特殊詐欺に関する講演会、適格消費者団体に関する講演会、高齢者・障害者の消費者被害に関する研修会等の各種研修会・講演会に講師を派遣しています。

8 各種審議会・委員会等への委員派遣

消費者問題に関する地方自治体の各種審議会・委員会等へ委員を派遣しています。

9 他の消費者関連団体との連携

他の消費者関連団体と連携し、県議会への請願、「消費者のつどい」の開催等の活動を行っています。

【行政に向けた活動メニュー】

1 法律相談会の開催

行政が主催する消費者問題に関する市民向けの法律相談会に、当会の弁護士を派遣します。

2 研修会・講演会等への講師派遣

消費者問題の分野について、一般市民向け、行政の職員向けの研修会・講演会等へ当会の弁護士を講師として派遣します。

3 消費生活相談員に対するアドバイザー派遣

消費者問題の相談にあたる消費生活相談員に対して、法律的な助言を行うアドバイザーとして当会の弁護士を派遣します。

4 条例・制度整備のためのアドバイザー派遣

消費者問題に関する条例・制度(例えば、消費生活センターの設置に関する条例等)の整備に際し、実務家・法律家の視点から助言を行うため、当会の弁護士をアドバイザーとして派遣します。

5 消費者教育についての講師派遣

当会の弁護士を派遣し、小学校・中学校・高等学校の児童・生徒、行政職員等に対する消費者教育の出前授業を行います。

6 各種審議会、委員会等への委員派遣

消費者問題に関わる行政の各種審議会・委員会等へ当会の弁護士を委員として派遣します。

【その他の団体に向けたメニュー】

1 法律相談会の開催

消費者問題に関する法律相談会に、当会の弁護士を派遣します。

2 研修会・講演会等への講師派遣

一般市民、消費者団体、事業者等を対象とした消費者問題に関する各種研修会・講演会等に当会の弁護士を講師として派遣します。

3 消費者教育についての講師派遣

当会の弁護士を講師として派遣し、一般市民、事業者、学生等を対象とした消費者教育の出前授業を実施します。

4 その他

その他、消費者問題について弁護士の助力を必要とする場合には当会までご連絡下さい。

以 上

人権擁護委員会

【組織内容】

人権擁護委員会は、基本的人権を擁護するため、人権侵犯について調査をなし、人権を侵犯された者に対し、救護その他適切な措置を採ること等を目的として、当会会則に基づき設置された委員会です。平成27年4月1日現在、委員数は34名で、毎月1回程度委員会を開催し、活動しています。平成24年から、外国人の人権擁護を目的としたPTを組織し、外国人の人権に配慮した取り組みも行っています。

【活動内容】

当委員会の主な活動内容は、以下のとおりです。

1 人権侵犯事件の処理

人権が侵害され又はおそれがあると認めた事件について市民からの申立等を端緒に調査を行い、調査の結果、警告・勧告等を行うことが適切と考えられる場合、警告・勧告等の処理を行います。

2 外国人を対象とした法律相談会の実施

毎月第3日曜日の午後1時から午後4時まで、山梨県立国際交流センターにおいて実施しています。事前予約制ですが、相談料は無料で、一定の言語については通訳体制も整えられています。

3 各種研修会・視察の実施

ハーグ条約に関する勉強会、難民に関する勉強会、刑務所の視察、又はハンセン病の重監房資料館の視察等、委員の質を向上させるため、人権擁護の観点から各種研修を実施しています。

【行政に向けた活動メニュー】

1 外国人を対象とした法律相談担当弁護士の派遣

行政が主催する外国人を対象とした法律相談会に、当会の弁護士を派遣します。仮に、通訳人が存在しない場合であっても、同時通訳システムを利用した法律相談を実施できる場合があります。

2 研修会・講演会等への講師派遣

人権擁護の分野における研修会・講演会等へ当会の弁護士を講師として派遣します。

3 各種審議会等への委員派遣

人権に関わる行政の各種審議会等へ当会の弁護士を委員として派遣します。

【その他の団体に向けたメニュー】

1 法律相談会の開催

入管問題等、外国人特有の法律問題に関し、当会の弁護士を派遣します。

2 研修会・講演会等への講師派遣

人権に関わる各種研修会・講演会等に当会の弁護士を講師として派遣します。

3 その他

その他、人権問題について弁護士の助力を必要とする場合には当会までお問い合わせ下さい。

以 上

貧困問題及び自殺対策委員会

【組織内容】

当委員会は、社会における格差拡大が日々深刻化するなか、平成26年に設置されました。

貧困の原因は、債務が解消されないことや、劣悪な労働環境で働いても全く蓄えができないこと、また、生活保護などの福祉制度の利用方法が分からないなど様々です。しかも、貧困と不可分な問題として、生活苦や借金苦によるこの問題や自殺の問題があります。

そういった問題ひとつひとつに対し、困難を抱えている方々に対して、弁護士として出来ることは何かを考えながら、16名の委員（平成27年4月1日現在）が、毎月1回程度のペースで、委員会を開催して、議論を重ね、問題に取り組んでいます。

【活動内容】

当委員会の主な活動内容は、以下のとおりです。

1 ホットラインの実施

生活苦を抱えている方は、自動車等の移動手段がなく、そもそも相談会に来ること自体に困難がある場合があり、フリーダイヤルによるホットラインを企画し、電話無料相談に応じています。実施例はつぎのとおりです。

(1) 生活保護ホットライン

生活保護未受給の方、受給中の方双方を対象として、生活保護やその他セーフティネットに関する法律相談に対応しています。本年は1月19日に実施しました。

(2) 労働ホットライン

労働問題を中心とした法律相談に応じています。毎年6月10日を「労働の日」と位置づけ、毎年同日に継続的に企画をしており、本年も6月10日に実施しました。

(3) 奨学金問題ホットライン

貧困の連鎖と拡大の影には教育格差の問題があり、奨学金問題の解決は、現在の債務の問題というだけでなく、世代を超えた教育機会の実質的確保という長期的視点からも貧困問題の解決のために取り組むべき課題と考えています。本年は11月18日の実施を計画しています。

2 無料法律相談会の実施

問題を抱えた方から直接お話を伺うことで、言葉だけでない部分から発せられるＳＯＳを受け取り、それらも踏まえて法律相談を行うことができるよう、自殺予防週間（９月１０日～９月１６日）において、「暮らしとこころの無料法律相談会」という無料法律相談会を山梨県弁護士会において実施しており、本年は９月１２日に実施しました。

3 相談員の派遣

自治体等で企画される、貧困問題等に関連した相談会に弁護士を派遣しています。現在は、年に３回程度開催しています、南アルプス市ワンストップ相談へ委員を派遣しています。

4 講師の派遣

貧困問題への長期的な取り組みとして、教育機関への講師派遣を行っています。当委員会では、教職員免許を有する委員が在籍しており、労働法に関する授業教材を作成し、近い将来に就労が予定されます高校生を主な対象として、労働法の基本的な知識を、アルバイト面接等の実演も交えた中で理解をしてもらう授業を行っています。労働者でもなければ使用者でもない学生の時期に、労使双方の共通のルールとして労働法を学ぶことは、公正で搾取のない社会の実現に資するものと考えています。平成２６年度は、駿台甲府高校及び山梨学院大学付属高校での実施実績があります。私立に限らず、広くかつ随時派遣要請を受け付けています。

5 行政機関等の協議会への委員派遣

貧困問題及び自殺問題の解決は、行政はじめ他機関との連携が不可欠です。行政等から関係各所における協議会等への委員派遣要請があれば、随時委員を派遣し、弁護士としての専門的知識や現状に関する情報提供等を行います。本年は、山梨労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会に参加しています。

6 勉強会の実施

貧困自殺問題解決のため、貧困問題の現場、最前線で活躍されている方々との連携と、専門知識の研鑽のために定期的に勉強会を開催しています。これまでには、フードバンク山梨理事長米山けい子様や「ブラック企業」という言葉で流行語大賞を受賞されました今野晴貴様などをお呼びしています。

【行政に向けた活動メニュー】**1 公立学校への講師派遣**

労働法授業につき、現状は私立高校での実施があるにとどまっていますが、公立学校での実施も積極的に行いたいと考えています。また、現状は高校生向け教材となっていますが、ご要望に応じて小中学生を対象とした授業にも対応したいと考えています。

2 法律相談担当弁護士の派遣

福祉事務所など貧困問題に関する窓口等への弁護士派遣を行いたいと考えています。弁護士がいることで、より円満に解決出来る問題もあると思われます。他県においても、既に実施実績があることですので、お気軽にお問い合わせ下さい。

また、貧困問題や自殺問題に関連する相談会への弁護士派遣も積極的に行いたいと思います。

3 協議会・連絡会議等への出席

各種協議会、連絡会議等へ、協議員、オブザーバーといった立場問わず参加が可能ですのでお問い合わせ下さい。

【その他の団体に向けたメニュー】

貧困自殺問題に関する合同勉強会の開催、各種会議、相談会等への弁護士派遣等対応します。

以 上

犯罪被害者支援センター委員会

【組織内容】

当会では、犯罪被害者及びそのご遺族の権利の拡充・支援を図るため、犯罪被害者支援センター委員会を設置し、犯罪被害者に関する様々な問題について適格に対応できるような体制をとっています。委員数は、平成27年4月1日現在、13名です。2か月に1回程度、委員会を開催し、様々な諸施策を議論しています。

【活動内容】

当委員会の主な活動内容は、以下のとおりです。

1 精通弁護士名簿の提供（日本司法支援センター山梨地方事務所（以下、法テラス山梨）への提供）

法テラス山梨で実施している相談において、犯罪被害者又はそのご遺族が犯罪被害者保護の経験又は知識のある弁護士（精通弁護士）の相談が受けられるように、一定の研修などを条件として精通弁護士名簿を作成し、法テラス山梨に提供しています。

これにより、精通弁護士による相談を法テラス山梨で受けられるような体制となっています。

2 精通弁護士による法律相談（弁護士会の法律相談）

弁護士会にも同様に精通弁護士の名簿があり、法律相談を希望する犯罪被害者又はそのご遺族が早期に専門的知識、経験のある弁護士から相談を受けられるような体制が整っています。

原則有料（30分：税別5,000円）ですが、法テラスの資力要件を充たしている場合には弁護士会で法テラスの法律相談援助制度を使って無料で相談に応じています。

3 被害者国選参加弁護士の名簿の提供

殺人、強盗致傷、強姦致傷などの重大事件について、一定の条件の下、国費で被害者又はそのご遺族が刑事裁判に参加することをサポートする被害者国選参加弁護士の名簿を法テラス山梨に提供しています。

そのため、被害者参加制度を利用したい人に早期に弁護士を紹介できる体制が整っています。

4 公益社団法人被害者支援センターやまなしとの連携

公益社団法人被害者支援センターやまなしを法テラス山梨の指定相談場所とすることで、同センターを訪れた犯罪被害者又はそのご遺族が弁護士による相談を希望する場合には、原則として有料ですが、法テラスの法律相談援助制度の要件を満たせば、無料で相談に応じることも可能です。

5 DV（ドメスティックバイオレンス）被害者の支援

両性の平等委員会と密接に関係して、DV被害者の支援を行っています。
DV被害者を刑事・民事を問わずサポートできるような体制が整っています。

6 その他犯罪被害者及びご遺族の権利、利益の拡充に向けての活動

日本弁護士連合会に当会から委員1名を派遣し、全国からの出席者と意見を交わすことで様々な問題に積極的に取り組んでいます。

毎年1回各地で開かれる全国犯罪被害者経験交流集会にも委員を派遣して、最新の問題にも迅速に対応できるようにしています。

7 研修会・講演会等への講師の派遣

被害者支援制度やDVに関する講師を派遣しています。
費用などは特に決まっていないので、柔軟な対応が可能です。

8 各種協議会への委員の派遣

配偶者暴力防止や被害者保護の各種協議会へ積極的に委員を派遣しています。

9 各種会内研修

当会の弁護士あるいは精通弁護士に向けて、年1、2回程度、外部講師を招いて各種研修を行い、被害者支援に対する研鑽に努めています。

10 山梨県警察本部との連携

山梨県警察本部の生活安全課と年1回程度、協議会を開催し、被害者支援に関する問題意識の共有と連携強化に努めています。

【行政に向けた活動メニュー】

1 法律相談担当弁護士の派遣

行政が主催する法律相談会（犯罪被害者保護、DV防止月間などを想定していますが、それに限りません。）に当委員会の弁護士を派遣することが可能です。

2 研修会・講演会等への講師の派遣

上記のとおり、被害者保護制度やDVに関する講師を派遣することが可能です。

3 各種協議会への委員の派遣

配偶者暴力防止や被害者保護の各種協議会へ積極的に委員を派遣することが可能です。

【その他の団体に向けたメニュー】

1 研修会・講演会等への講師の派遣

犯罪被害者・DVに関する研修・講演会へ弁護士を派遣します。

また、いわゆるデートDV防止のため、中学校、高等学校、専門学校、大学、職場等へ弁護士を派遣し、講演ないし講義をすることができます。

2 その他

犯罪被害者等に関し、弁護士の助力を必要とする場合には、当会までお問い合わせ下さい。

以 上

両性の平等に関する委員会

【組織内容】

当会は、両性の平等に関する現行法制の改善に関する調査及び研究、両性の平等に反する差別及び権利侵害に関する具体的事実の調査、研究及びこれらに対し適切な措置を採ること等を目的として当委員会を設置しています。

委員は平成27年4月1日現在11名です。活動の内容に配慮して、男女の比率を同程度としており、現在男性5名、女性6名となっています。月1回程度の委員会を開催し、弁護士会内の男女共同参画推進、対外的な両性の平等を実現するための各種施策を検討しています。

【活動内容】

1 法律相談会等の実施

両性の平等を実現するとの当委員会の目的に沿う組織・団体との連携を図り、勉強会への講師派遣、法律相談会等を実施しています。

平成27年度は山梨県立男女共同参画推進センターと共催にて、研修会・無料法律相談会を行いました。

2 弁護士会内の男女共同参画にかかる事業

セクシャル・ハラスメントの防止にかかる規則の制定及び相談窓口の設置、育児中の会費免除制度の設置等を行っています。

3 DV被害者等のサポート

当会では、DV被害等に遭われた方が被害者支援に理解と経験のある弁護士（「精通弁護士」と呼称されています。）に対しアクセスできるよう、名簿を作成整備しています。

当会より名簿に登載された弁護士を紹介し、当該弁護士事務所にて相談することができます。この場合、要件を満たしていれば法律相談料は無料となります。さらに、弁護士に依頼をする場合も、一定の要件を満たせば法テラス（民事法律扶助もしくは犯罪被害者として日弁連委託援助事業）を利用することができます。

【行政に向けた活動メニュー】**1 研修会・講演会等への講師派遣**

両性の平等に関する分野における研修会・講演会等へ講師を派遣することができます（講師の性別等の要望があればお伝え下さい。）。

2 各種審議会等への委員派遣

行政の各種審議会等へ当委員会の委員を審議会等委員として派遣することができます。

3 共同研究

行政が主催する研究会等において、委員を派遣し、参画させることができます。

4 法律相談担当弁護士の派遣

行政が主催する法律相談会に当委員会の委員を派遣することができます（相談担当者の性別等の要望があれば、人員の許す限り対応します。）。

5 DV被害者等への対応事業への協力

当該事業におけるアドバイザーなどとして、当委員会の委員を派遣することができます。

6 その他

両性の平等・男女共同参画に関する事業を実施される際には、積極的に参画させていただきたいと思います。

【その他の団体に向けたメニュー】**1 研修会・講演会等への講師派遣**

テーマに応じた講師を派遣します。

2 共同研究

研究会等に当委員会の委員を派遣することができます。

3 法律相談会の実施

法律相談会を計画される場合、計画策定段階から関わり、当日相談担当者を派遣することが可能です。

4 DV被害者等のサポート

精通弁護士名簿に登載された弁護士を紹介し、当該弁護士事務所にて相談することができます。

5 その他

両性の平等・男女共同参画について弁護士の助力を必要とする場合には、当会までお問い合わせ下さい。

以 上

民事介入暴力被害者救済センター運営委員会

【組織内容】

当会では、民事介入暴力事案の被害者救済及び同事案の事前防止を目的として、民事介入暴力被害者救済センターを設置し、当委員会がその運営を担っています。委員数は、平成27年4月1日現在で23名です。毎月1回委員会を開催し、県内で発生した暴力団の抗争事件や事案処理チームで対応している個別案件についての経過報告と意見交換並びに委員相互間での情報共有を行うなど、様々な議題を議論しています。

【活動内容】

当委員会の主な活動内容は、以下のとおりです。

1 民暴110番の設置

当委員会では、「民暴110番」を設置し、民暴被害者からの相談を随時受け付ける体制を整備しています。

2 民暴個別案件への対応

委員会に持ち込まれた民暴案件については、原則として事案処理チームで対応しています。現在1チーム2～3名の構成メンバーによる8班体制で処理に当たっています。

3 山梨県警察本部と(公財)山梨県暴力追放運動推進センターとの連携

(1) 民暴研究会の開催

平成13年2月に山梨県警察本部（以下、県警といいます。）と(公財)山梨県暴力追放運動推進センター（以下、暴追センターといいます。）との間で締結した三者協定に基づき、毎年1～2回民暴研究会を開催し、三者間での情報共有を行うとともに、意見交換を行っています。

(2) 暴追センター主催の「民暴困りごと相談」への弁護士派遣

毎年1回実施される「民暴困りごと相談」に委員を派遣し、県警の暴力団担当警察官、暴追センター職員らと共に相談者と直接面談し、あるいは電話相談に応じています。

(3) 暴追センター主催の「不当要求防止責任者講習」への講師派遣

各種業界の不当要求防止責任担当者に対して実施される「不当要求防止責任者講習」（年間10数回実施）に委員を派遣し、講演を行っています。

- (4) 県警主催の新人警察官を対象とした暴力団対応に関する講演依頼への弁護士派遣

4 その他の行政機関との連携

- (1) 毎年1回、国土交通省甲府河川国道事務所が主催する不当要求防止対応連絡会に委員を派遣し、関係機関との意見交換を行っています。
- (2) 毎年1回、法務局が主催する山梨県えせ同和行為対策関係機関連絡会に参加し、関係団体との意見交換を行っています。

5 その他関係団体との連携

平成19年6月、暴力団の資金源対策の一環として「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）が政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申合せとして出されたことに伴い、下記のとおり各種団体が「反社会的勢力との取引を含めた一切の関係遮断」を旗印に、県警、暴追センター等関係機関と連携し、情報交換や啓発活動を行ったり、当委員会も顧問に就任するなどして様々な支援を行っています。

記

- ① 山梨県金融機関警察連絡協議会
- ② 山梨県証券警察連絡協議会
- ③ 山梨県損保警察連絡協議会
- ④ 昭和町内飲食店「みかじめ料縁切り同盟」
- ⑤ 山梨県遊技業協同組合「みかじめ料縁切り同盟」
- ⑥ 甲府市中心街「みかじめ料縁切り同盟」

【行政に向けた活動メニュー】

行政対象暴力すなわち行政に対する反社会的勢力による不当要求は、行政の適正な運営を阻害するのみならず、現場で対応する職員の心身の健康を蝕み、時には職務犯罪を誘発する可能性さえあります。また、公共調達等に反社会的勢力が介入すれば、莫大な行政費用が不当に彼らの資金源となるおそれもあります。行政は本来、許認可制度を通じてこのような反社会的勢力による不当な介入から国民や県民、市民の利益が害されないよう監督すべき立場にあります。当委員会は、県警及び暴追センターとの連携により、このような反社会的勢力からの行政に対する不当要求の排除に取り組んでおります。

1 法律相談

民事介入暴力や行政対象暴力などの不当要求対策に精通した弁護士を派遣・紹介するなどして、随時行政に対する不当要求対策等の相談に応じます。

2 講師派遣

民事介入暴力や行政対象暴力などの不当要求対策に精通した弁護士を講演会や研修会の講師として派遣します。

3 行政対象暴力に対する被害者救済

当委員会所属の事案処理チームにより、各種不当要求に対する助言や法的手続による紛争解決を行います。

4 各種審議会への委員派遣

行政の各種審議会へ弁護士を委員として派遣します。

5 共同研究・政策提言等

当委員会はこれまで、県や甲府市の暴力団排除条例制定への支援を行ってきた実績がありますが、その経験を生かし、行政対象暴力に関連する共同研究を実施し、政策提言その他理論的側面からの支援を行います。

【その他の団体に向けたメニュー】

1 研修会・講演会等への講師派遣

企業、各種団体が実施する私的な勉強会等に当委員会の弁護士を講師として派遣します。

2 共同研究

平成19年6月に出された「政府指針」は、企業からの反社会的勢力排除を企業のコンプライアンス・危機管理の問題と位置付けております。そのための研究会等に当委員会の弁護士を派遣し、共同研究を実施するなどの支援をします。

3 法律相談

企業・各種団体に対する民暴案件について、当委員会の弁護士を随時派遣・紹介するなどして、法律相談に応じます。

4 その他

その他、民事介入暴力への対応にあたり弁護士の助力を必要とする場合には、当会の「民事介入暴力被害者救済センター」までお問い合わせ下さい。

以 上

業務改革委員会

【組織内容】

当委員会は、弁護士業務を拡大・強化し、これに関する調査、研究及び対策等を講ずることにより、もって市民・企業の権利利益を擁護することを目的とする委員会です。委員数は、平成27年4月1日現在、17名います。年8回程度委員会を開催し、都度必要な議論・対応をしています。

【活動内容】

当委員会の主な活動内容は、以下のとおりです。

1 法律相談

(1) 無料法律相談

中小・零細企業及び個人事業主を対象とした無料法律相談会を、年1回程度開催しています。

(2) ひまわりほっとダイヤルの運営・対応

ひまわりほっとダイヤルとは、中小・零細企業及び個人事業主の業務に関する法律問題に関し、全国共通番号である0570-001-240に電話をかけると、最寄りの弁護士会に通じ（山梨県内から発信すると、山梨県弁護士会に通じる）、中小企業法務に熱心に取り組む弁護士を紹介する制度です。同ダイヤルを通じ、法律相談の予約をした場合、初回30分の法律相談は無料で受けられます。

2 包括外部監査人候補者の推薦依頼に関する取組み

弁護士向けに包括外部監査に関する研修を実施し、弁護士を包括外部監査人候補者として推薦するための体制を整えています。

【行政に向けた活動メニュー】

1 包括外部監査人候補者の推薦

包括外部監査人候補者として、弁護士の推薦を行います。

2 空き家対策

空き家の相続、成年後見等権利関係の整理、空き家問題に関する法律相談会に、弁護士を派遣します。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、同法第4条により、市町村に対し、空家等対策計画の作成・対策の実施が努力義務として規定さ

れました。さらに、同法第7条において、市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる旨規定されていますので、同協議会の構成員候補者として弁護士を推薦・派遣します。

3 新行政不服審査法における審理員候補者及び、行政不服審査会に相当する第三者諮問機関の委員候補者の推薦・派遣

新行政不服審査法（平成26年6月13日公布、平成28年4月1日施行予定）施行後は、地方公共団体においても、異議申立てが審査請求に一本化され、審理員（同法9条）による審査請求の審理と、行政不服審査会に相当する第三者諮問機関による審理が義務づけられました（同法43条1項、81条1項・2項）。

そこで、法の専門家である弁護士を、①審理員候補者として推薦・派遣すること、②行政不服審査会に相当する第三者諮問機関の委員候補者として推薦・派遣することを行います。

【その他の団体に向けたメニュー】

各種経済団体と講演会、研修会等の講師派遣、法律相談会の企画等の連携を行なう予定です。

その他、弁護士の助力を必要とする場合には、当会までお問い合わせ下さい。

以 上

法教育委員会

【組織内容】

法教育とは、「一般の人々が法や司法制度これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」のことをいいます。

当会では、自由で公正な民主主義社会の構成員(市民)を育成すること等を目的として平成16年度に当委員会が設置されました。

平成27年4月1日現在、委員31名の他に23名の協力者により組織され、毎月1回程度委員会を開催しています。

【活動内容】

当委員会の主な活動内容は、以下のとおりです。

1 出前授業の実施

県内の小学校・中学校・高等学校に弁護士を派遣して、法教育の授業を行っています。

授業は、講師による一方通行的な講演形式ではなく、生徒主体のグループ討論を中心に身近な事案を素材として問題解決を行ってもらう内容となっています。

具体的には、ルール作り、正義の考え方、刑事模擬裁判等を行っています。

近年では毎年30数校程度の学校に弁護士を派遣しています。

2 子どもロースクールの開催

毎年、夏休みに中学生を対象にした子どもロースクールを実施しています。

弁護士が刑事模擬裁判を実演し、参加生徒には裁判員の立場で有罪か無罪かを考えてもらっています。

近年では県内各地の学校から毎年50名程度の生徒が参加しています。

3 高校生模擬裁判選手権出場校の支援

日本弁護士連合会が主催し、毎年夏に開催される高校生模擬裁判選手権に、支援弁護士を派遣しています。

4 教育関係者との連携・教材作成

不定期ですが、法教育の普及・発展を図るため、大学の先生や出前授業を担当したことがある教師等と意見交換会を開催しています。

また、学校の教育現場において、通年の法教育授業を実施することができるようにするための教材作成を行っています。

【行政に向けた活動メニュー】**1 出前授業での弁護士の派遣**

法教育授業を希望する学校に弁護士を派遣しております。小学生から高校生まで発達段階に応じてメニューを幅広く用意しております。学校のニーズに合わせて、授業時間や内容も柔軟に対応します。詳細につきましては、毎年学校に配布している「授業案内」をご覧ください。

2 研究会等への弁護士の派遣

法教育の普及・発展を図るための研究会等へ弁護士を派遣します。

3 その他

教育関係者の要望に応じて様々なメニューに取り組みたいと思います。

【その他の団体に向けた活動メニュー】**1 大学生や大人を対象とした法教育授業への弁護士の派遣**

自由で公正な民主主義社会の構成員(市民)を育成するという目的を達成するためには、小・中・高校生だけでなく、大学生や大人を対象とした法教育授業を実施することも重要であると考えております。

そこで、大学生や大人を対象とした法教育授業を実施するため弁護士を派遣します。

2 その他

その他、法教育について弁護士の助力を必要とする場合には当会までお問い合わせ下さい。

以 上

刑事弁護センター委員会

【組織内容】

刑事弁護センター委員会は、現在の刑事手続を抜本的に見直し、制度の改正と運用の改善をはかるとともに、個々の弁護活動の充実・向上をめざして、各弁護人に対する情報の提供、研修の強化等個々の弁護活動に必要な支援を進め、あわせて刑事裁判についての国民の理解をひろげ、国民のより積極的な司法参加の実現をはかることを目的・任務として設立された委員会です。

当委員会は、平成27年4月1日現在、委員数が45名で、全体会と4つの部会（刑事実務部会、研修部会、刑事法制部会、刑事政策部会）で構成されています。全体会と4つの部会は、それぞれ、概ね1～2ヶ月に1回の頻度で開催され、活動しています。

【活動内容】

当委員会の主な活動内容は、以下のとおりです。

1 刑事実務部会

逮捕勾留中の被疑者等の権利を擁護するため、当番制によって弁護士を配置し、要請に基づき、接見を1回無償で行うという「当番弁護士制度」の充実を図っています。

また、日々の刑事事件に関する問題についての情報の提供・共有を行っています。

2 刑事研修部会

刑事事件における弁護人の弁護活動の充実・向上を図るため、当会の弁護士を対象にした各研修・勉強会等を企画し、運営しています。

3 刑事法制部会

刑事に関係する法律分野の問題点の改善を目指し、各種提言やその理解を得るための市民向け集会を開催するなど、立法や法律改正に向けた働きかけを実施しています。

4 刑事政策部会

高齢者や知的障害者、生活困窮者等の福祉的支援を必要とする被疑者、被告人の刑事弁護を充実させるために、情報共有や情報提供を行うほか、福祉機関や医療機関等との協議、連携などの活動を行っています。

【行政に向けた活動メニュー】**1 研修会・講演会等への講師派遣**

刑事裁判や刑事手続き全般（例：裁判員裁判、警察官・検察官の取調べの可視化、共謀罪法案、心神喪失者等医療観察法、更生保護、障害者の刑事弁護など）に関する研修会や講演会等への講師として当会の弁護士を派遣します。

2 その他

上記以外においても、刑事に関する問題については、可能な限り、取り組みたいと考えていますので、弁護士との協同・助力を必要とする場合には、当会までお問い合わせ下さい。

【その他の団体に向けた活動メニュー】**1 研修会・講演会等への講師派遣**

刑事裁判や刑事手続き全般（例：裁判員裁判、警察官・検察官の取調べの可視化、共謀罪法案、心神喪失者等医療観察法、更生保護、障害者の刑事弁護など）に関する研修会や講演会等への講師として当会の弁護士を派遣します。

2 その他

上記以外においても、刑事に関する問題については、可能な限り、取り組みたいと考えていますので、弁護士との協同・助力を必要とする場合には、当会までお問い合わせ下さい。

以 上

公害対策・環境保全委員会

【組織内容】

当会では、公害の防止・予防及び環境の保全を実現するため、当委員会がその活動を担っています。委員数は平成27年4月1日現在、12名です。毎月1回程度、委員会を開催し、様々な諸施策を議論しています。

【活動内容】

当委員会の主な活動内容は、以下のとおりです。

1 各種の公害問題、環境問題に関する勉強会

当会を会場にして、隔月1回程度、各種の公害問題、環境問題を題材とした勉強会を開催しています。かかる勉強会により、各委員の知識向上を図っています。

2 専門家を招聘した勉強会

当会を会場にして、当会の主催又は日本弁護士連合会等との共催にて、毎年1回程度、専門家を招聘した勉強会を開催しています。出席者は、弁護士の他に、市民一般からも広く公募しています。かかる勉強会は、弁護士と市民が公害問題、環境問題に関する最新の知見を共有する機会を提供しています。

【行政に向けた活動メニュー】

1 研修会・講演会等への講師派遣

公害問題、環境問題の様々な分野における研修会・講演会等へ、当会の弁護士を講師として派遣します。

2 各種審議会等への委員派遣

行政の各種審議会等へ、当会の弁護士を委員として派遣します。

3 共同研究

公害問題、環境問題の様々な分野において行政が主催する研究会へ、当会の弁護士を派遣し、参画します。

4 法律相談担当弁護士の派遣

公害問題、環境問題に関して行政が主催する法律相談会へ、当会の弁護士を派遣します。

5 公害問題、環境問題に関する事業（条例制定等）への協力

公害問題、環境問題に関する事業（条例制定等）を行政内に設置した際には、当会の弁護士をアドバイザーとして派遣します。

6 その他

その他、行政との連携を強化し、様々なメニューに取り組みたいと思います。

【その他の団体に向けた活動メニュー】

1 研修会・講演会等への講師派遣

各種の公害問題、環境問題に関する私的な勉強会等へ、当会の弁護士を講師として派遣します。

2 共同研究

公害問題、環境問題の様々な分野において私的な団体が主催する研究会へ、当会の弁護士を派遣し、参画します。

3 その他

その他、弁護士の助力を必要とする場合には、当会までご連絡下さい。

以 上

災害対策委員会

【組織内容】

平成27年4月1日現在、委員数9名。執行部全員が担当執行部として参加し、3ヶ月に1回をめぐりに委員会を開催しています。

【活動内容】

当委員会の主な活動内容は、以下のとおりです。

1 災害時における法律相談会の開催

平成26年2月の大雪の際に、雪害に関する無料法律相談会を開催しました。

2 会内での災害対策

昨年、災害時における当会の取組み等を内容とする災害対策マニュアルを策定し、会員に配布しました。また、災害時における当会会員の安否確認を迅速に行えるようメール等による安否確認テストを試行しました。

今年度は、原発事故賠償に関する研修会の開催を企画・検討しています。

【行政に向けた活動メニュー】

1 平時または災害時における連携

山梨県と防災協定を締結しており、かかる防災協定に基づき、毎年1回協議会を開催しており、今年度は、甲府市とも協議会を開催すべく、準備を進めています。

災害時のみならず、平時からの事前準備にも弁護士の助力を必要とする場合には、当会までお問い合わせ下さい。

【その他の団体に向けたメニュー】

1 平時または災害時における連携

災害時のみならず、平時からの事前準備にも弁護士の助力を必要とする場合には、当会までお問い合わせ下さい。

以 上

法律相談センター運営委員会

【組織内容】

当会では、市民の権利擁護等を図るため、弁護士による法律相談を充実し、その実施を行う法律相談センターを設置し、当委員会がその運営を担っています。委員数は、平成27年4月1日現在、11名です。毎月1回程度、委員会を開催し、様々な諸施策を議論しています。

【活動内容】

当委員会の主な活動業務は、以下のとおりです。

1 法律相談

別紙「法律相談のご案内」のとおりです。

① 弁護士会館における一般法律相談

弁護士会館で実施している法律相談

原則有料（30分：税別5000円）ですが、法テラスの資力要件を満たしている場合には法テラスに切り替えて無料で相談に応じています。

② 東部・富士五湖法律相談センターにおける法律相談

③ クレサラ（クレジット・サラ金）無料法律相談

④ 山梨県、甲府市などとの委託契約に基づく法律相談

2 県・市町村等の法律相談担当者との懇談会

当会と委託契約を締結している県・市町村等の法律相談担当者との間で、年に1回、法律相談についての問題点を検討し、対策を図るための懇談会を実施しています。

出席者は、当会執行部、法律相談センター運営委員会委員、県・市町村等法律相談担当で、当会と委託契約先相互間の連携を図る場となっています。

3 その他

その他、当会では、毎年、希望のある市町村に弁護士を派遣し、巡回法律相談を実施しています。

4 チケット制

当会では、今般、法律相談におけるチケット制を導入しました。

「チケット制」とは、自治体等が住民に対して法律相談のチケットを発行し、法律相談センターはそのチケットを持参した住民に対して無料で法律相談を提供するシステムです。

委託契約締結の市町村等 →チケットを一定数無料で提供します。

委託契約未締結の市町村等 →予算の範囲の枚数を提供します。（1枚 5,400円）

概要は以下のとおりです。

- 1 委託契約未締結の市町村の場合（委託契約締結の市町村でも併用は可能）
 - ① 弁護士会と自治体間で、チケットによる法律相談についての契約もしくは取決めを締結します。
 - ② 自治体は、必要な予算を用意します。
 （例えば、年間50件として、5,400円×50件分の予算を確保します。）
 - ③ 弁護士会が自治体に対して、法律相談のチケットを発行します（例では50枚）。
 - ④ 自治体は、法律相談を希望する住民に対しチケットを交付します。
 - ⑤ 法律相談を希望する住民は、弁護士会に対し、チケットによる法律相談を申込み、予約して、相談を受けます（チケットを持参）。
 - ⑥ 弁護士会は、自治体に対してチケット代金を請求します。⇒自治体から支払い
- 2 委託契約締結の市町村の場合
 - ① 弁護士会は、委託契約の延長として無料で、必要に応じた枚数を委託市町村に交付します。
 - ② 委託市町村は、予約の枠がいっぱいですぐに相談ができないため、無料の相談を教えてほしいという希望があった場合等に使用します。その相談者にチケットを交付します。
 - ③ 法律相談を希望する住民は、弁護士会に対し、チケットによる法律相談を申込み、予約して、相談を受けます（チケットを持参）。

【行政に向けた活動メニュー】

1 法律相談担当弁護士の派遣

行政が主催する法律相談会に当会の弁護士を派遣します。
 チケット制の導入も可能です。

【その他の団体に向けた活動メニュー】

1 法律相談会の開催

以 上

法律相談のご案内

平成27年度 会報広報版

もし法律問題でお悩みの場合には、まず下記の法律相談をご利用下さい。

予約制

相談会（相談会場）	相談時間等	相談料
法律相談センター （山梨県弁護士会館）	午前：毎週火・木曜日 10:00～12:00	有料（税別） 30分 5,000円 （但し、夜間は 30分6,000円）
	午後：月曜日～金曜日 13:00～16:00	
	夜間：毎週木曜日（原則） 18:00～20:00	
高齢者・障害者支援センター専門相談 （山梨県弁護士会館）	第2・第4木曜日 13:00～16:00	無料
東部法律相談センター （大月商工会館）	毎週水曜日 13:00～16:00	
富士五湖法律相談センター （富士吉田商工会議所）	毎週月・火・木・金曜日 13:00～16:00	
日弁連交通事故相談センター （山梨県弁護士会館）	毎週水曜日 13:00～15:30	無料
高齢者・障害者のための 電話無料相談	第2・第4木曜日 13:00～15:30	
労働・生活保護相談 （担当弁護士と要相談）	随時（弁護士との打合せによる）	有料（税別） 30分 5,000円
クレサラ（クレジット・サラ金）無料相談 （山梨県弁護士会館）	毎週火曜日 13:00～15:00	初回無料
子ども無料相談 （担当弁護士と要相談）	随時（弁護士との打合せによる）	

※相談はすべて予約制です。（「高齢者・障害者のための電話無料相談」以外）

ご希望の相談会名をお伝えください。（TEL 055-235-7202）

※関係書類を持参の上、予約した時刻の10分前には各会場受付までお越しください。

※**高齢者・障害者支援センター専門相談**は、成年後見などの高齢者・障害者に関する相談に限定しています。なお、この相談は、心身に障害があり当会にお越しになれない方について、弁護士が出張して相談をすることもできます。（出張相談は、1回10,000円（税別）＋交通費等実費）

※**高齢者・障害者のための電話無料相談**は、65歳以上もしくは障害者手帳をお持ちの方限定の相談会です。

※**日弁連交通事故相談センター**は、交通事故専門相談会です。ご希望の方は、交通事故証明書を用意してお問合せください。

※**クレサラ無料相談**は、多重債務の個人事案について、相談することができます。（借入れの当事者限定）

※**子ども無料相談**は、子ども特有の問題である「いじめ・虐待など」の事案について、面談や電話にて、相談をすることができます。

《相談会場のご案内》○**東部法律相談センター**：大月商工会館（大月市御太刀1-14-24）

○**富士五湖法律相談センター**：富士吉田商工会議所（富士吉田市下吉田7-27-29）

※収入が少ない方は、法テラスの「扶助制度」を利用した相談として無料で相談ができる場合があります。

詳しくは担当になった弁護士にご確認ください。

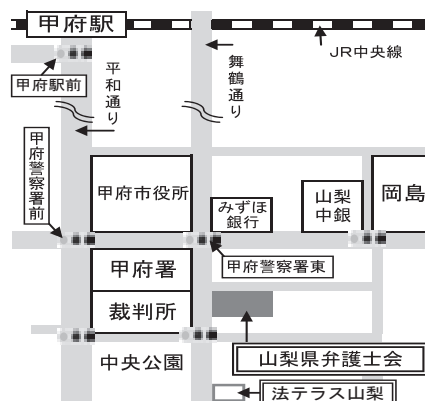
※このほか、弁護士に依頼をしたい方には、弁護士の紹介も行っております。

〒400-0032 甲府市中央1丁目8番7号

山梨県弁護士会

TEL (055) 235-7202

URL: <http://www.yama-ben.jp/>



弁護士会主催の相談会（表面）以外にも以下で相談を受け付けています。 **予約制**

相談会（主催）	相談時間等	T E L	相談料
無料弁護士相談 （山梨県県民生活センター）	毎月 4 回（原則水曜日） 13:00～15:00	055-223-1366	無料
県障害者社会参加推進センター （山梨県障害者福祉協会）	第 3 火曜日（原則）※変更の可能性有 13:30～16:30	055-254-6266	
交通事故相談 （日本損害保険協会）	第 3 木曜日（原則） 13:30～15:30	03-4332-5241	
ひとり親家庭等のための無料法律相談 （山梨県母子家庭等就業・自立支援センター）	毎月 1 回（原則第 2 火曜日） 13:30～16:30	055-252-7014	
くらしの法律無料相談 （甲府市）	第 1 と第 3 水曜日 第 2 と第 4 月曜日 第 2 又は第 3 日曜日 13:30～16:30	055-237-5298	
消費生活相談 （甲府市）	第 2 と第 4 水曜日（原則） 14:00～15:30	055-237-5309	
韮崎市無料法律相談 （韮崎市）	第 4 木曜日 13:00～16:00	0551-22-1111 （内線）355～357	
南アルプス市無料法律相談会 （南アルプス市）	第 4 金曜日 13:00～16:00	055-282-6493	
北杜市無料法律相談 （北杜市社会福祉協議会）	奇数月の第 4 木曜日 （ 3 月のみ第 3 木曜日） 13:00～16:00	0551-47-5202	
甲斐市無料法律相談会 （甲斐市）	7 月・11 月・ 3 月の第 2 金曜日 13:00～16:00	055-278-1704	
笛吹市無料法律相談会 （笛吹市社会福祉協議会）	毎月数回 13:30～15:30	055-265-5182	
上野原市無料法律相談会 （上野原市）	奇数月の第 2 金曜日 13:30～16:30	0554-62-3114	
身延町無料法律相談 （身延町社会福祉協議会）	3 ヶ月毎に 1 回 （原則第 4 水曜日） 14:00～16:00	0556-62-3773	
昭和町無料法律相談 （昭和町）	偶数月に 1 回 13:30～16:30	055-275-8153	
忍野村無料法律相談会 （忍野村社会福祉協議会）	偶数月に 1 回 13:00～15:00	0555-84-4121	

※すべて予約制で、弁護士が相談に応じます。

各相談会に電話をする際には、弁護士相談を希望して予約の電話をしたことを伝えてください。

※関係書類を持参の上、予約した時刻を厳守してください。

※県障害者社会参加推進センターの法律相談対象者は、障害者とその家族と関係者に限定しています。

※山梨県母子家庭等就業・自立支援センターの法律相談対象者は、ひとり親家庭の親や子どもがいて離婚を考えている方（性別は問いません）及び寡婦の方に限定しています。

※甲府市（くらしの法律無料相談、消費生活相談）、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、身延町、昭和町、忍野村の各相談会は、当該自治体の住民以外の方の相談は受け付けておりません。

※各相談会場（場所、駐車場等）に関する問合せは、それぞれの相談会にお問合せください。

平成 27 年 12 月吉日 初版

山梨県弁護士会

〒400-0032
甲府市中央 1 - 8 - 7
TEL : 055-235-7202 FAX : 055-235-7204
E-mail : yamaben@minos.ocn.ne.jp